

北空知広域水道企業団の用水供給水量並びに建設事業費及び経常経費の負担に関する基本協定書

深川市長 河野順吉、沼田町長 篠田久雄、秩父別町長 後藤義博、北竜町長 山本孝司、及び妹背牛町長 加藤榮一（以下「構成団体」という。）並びに北空知広域水道企業団 企業長 深川市長 河野順吉（以下「企業団」という。）は、企業団の用水供給水量並びに建設事業費及び経常経費の負担について次のとおり協定する。

（配分水量）

第1条 企業団が構成団体に供給する用水の日最大供給水量22,000立方メートルの内訳は次のとおりとする。

深川市	13,333立方メートル（60.60％）
沼田町	3,850立方メートル（17.50％）
秩父別町	1,333立方メートル（6.06％）
北竜町	1,300立方メートル（5.91％）
妹背牛町	2,184立方メートル（9.93％）

（企業団の設置する施設）

第2条 企業団が用水を供給するために設置する施設は、次のとおりとする。

- （1）貯水施設
 - （2）取水施設
 - （3）導水施設
 - （4）浄水施設
 - （5）送水施設
 - （6）前各号に掲げる施設の付帯施設
- （建設事業費等の負担）

第3条 構成団体が前条の建設事業費等に要する費用を出資金によって負担する場合の比率は、第1条の水量割合とする。

（経常経費の負担）

第4条 構成団体が企業団の運営に要する経費を負担する場合の比率は次のとおりとする。

区 分	平均割 (A)	水 量 割		負担比率 (A) + (C)
		第1条の構成比 (B)	(B)の60分比 (C)	
深川市	8.0%	60.60%	36.36%	44.36%
沼田町	8.0	17.50	10.50	18.50
秩父別町	8.0	6.06	3.64	11.64
北竜町	8.0	5.91	3.54	11.54
妹背牛町	8.0	9.93	5.96	13.96
計	40.0	100.00	60.00	100.00

（経過）

第5条 この協定の締結により、昭和57年3月1日付けで締結された「北空知広域水道企業団の用水供給水量並びに建設事業費及び経常経費の負担に関する基本協定書」は、平成10年3月31日をもって、その効力を失うものとする。ただし、旧協定によって既になされた行為は本協定によってなされたものとする。

2 前項に係る経過分についての負担金の精算は、次のとおりとする。

- （1）北竜町 7,498,200円負担
- （2）沼田町及び妹背牛町 それぞれ 3,749,100円還付

（その他）

第6条 この協定の実施について必要な事項はその都度当事者間で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、各当事者記名押印のうえ各1通をそれぞれ保有する。

平成9年10月15日

深川市長 河野順吉（印）

沼田町長 篠田久雄（印）

秩父別町長 後藤義博（印）

北竜町長 山本孝司（印）

妹背牛町長 加藤榮一（印）

北空知広域水道企業団

企業長 深川市長 河野順吉（印）

（参考） 協定変更履歴

第1次 昭和54年9月1日 設立当初協定

深川市長 桜井清美（印）

沼田町長 西森 巽（印）

秩父別町長 梅沢宗純（印）

北竜町長 森 正一（印）

第2次 昭和57年3月1日 妹背牛町加入に係る変更

深川市長 桜井清美（印）

沼田町長 西森 巽（印）

秩父別町長 梅沢宗純（印）

北竜町長 森 正一（印）

妹背牛町長 高橋 実（印）

北空知広域水道企業団

企業長 深川市長 桜井清美（印）

第3次 平成9年10月15日 配分水量の変更（現協定）